

全体スライド条項の適用に関する取扱基準

この取扱基準は、八王子市(以下「発注者」という。)工事請負契約約款第25条第1項から第4項までの規定(全体スライド条項)を適用し、受注者と工事契約金額の増額変更協議を行う場合に必要事項を定めるものとする。

1 適用対象工事

契約日から12月を経過した工事(ただし、既に全体スライド条項又はインフレスライド条項により契約金額の変更を行っている場合は、基準日(直前のものに限る。)から12月を経過していることとする。)で、かつ、2(3)の残工期が2月以上ある工事を対象とする。

2 定義

(1)請求日

全体スライド条項により、受注者が契約金額の変更の請求を書面により提出した日とする。

(2)基準日

工事請負契約約款第25条第3項の規定によるスライド額算出の基準とする日をいい、出来高を算定する基準となる日、賃金水準及び物価水準の変動後単価の基準となる日とする。請求日と同じ日とすることを基本とするが、請求日から起算して14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることができる。

(3)残工期

基準日以降の工期までの工事期間とする。ただし、基準日までに契約変更を行っていない場合でも先行指示等により工期延長が明らかな場合には、その工期延長期間を考慮することができる。

(4)出来形数量

工事請負契約約款第25条第2項の規定による既済部分に係る設計数量

(5)スライド額

工事請負契約約款第25条第2項及び第3項の規定による契約変更の対象となる額

3 請求方法

受注者は、全体スライド条項の規定により、契約金額の変更を請求する場合、書面(様式1-1)に賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったことを示す資料(様式1-2ほか)を添付し、工事担当所管課に提出する。工事担当課は、スライド額協議開始日及び基準日を定め、請求日の翌日から起算して7日以内に、受注者に通知する(様式2-1)。

4 出来形数量の確認

- (1) スライド額の基礎となる残工事を算出するため、工事担当課は、請求日から起算して14日以内に、基準日時点における出来形数量の確認を行う。受注者は、出来形数量の確認に当たり、必要な資料を提出する。
- (2) 出来形数量の確認は、工事設計内訳書等に対応して行う。
- (3) 出来形数量の基本的な扱い
 - ア 現場搬入材料について、監督員が搬入を確認したものは出来形数量として取り扱う。
 - イ 工事設計内訳書等で一式計上した仮設工等について、出来形数量の対象とする場合、その数量は発注者の積算に係る数量とする。
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により工事が遅延していると認められる工事は、増額スライドの場合は、出来形数量に含めるものとする。

5 スライド額の算出

- (1) スライド額は、次式により算出する。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 15 / 1000)]$$

この式において、S、P1及びP2は、それぞれ次の額を表す。

S:スライド額

P1:変動前残工事金額(契約金額から基準日における既済部分に相応する契約金額を控除した額)

$$P1 = \alpha \times Z1$$

P2:変動後残工事金額(変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した(P1)に相当する額)

$$P2 = \alpha \times Z2$$

α :落札率(当初契約金額/予定価格)(有効数字は積算基準による。)

Z1:発注者の積算金額から基準日における既済部分に相応する積算金額を控除した額

Z2:変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した(Z1)に相当する額

- (2) P1及びZ1の算出に用いる単価は、起工時における発注者の積算単価とする。
- (3) P2及びZ2は、基準日の物価指数等(積算に使用する単価の変動率)により定めることとし、残工事に係る全ての単価を基準日時点のものに入れ替えて算出する。ただし、受発注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができる。
なお、消費税及び地方消費税の税率の改正による増額分は除く。
- (4) P2及びZ2を算出する際に用いる単価については、基準日時点の発注者の積算単価とする。

- (5) (4)によることが著しく不適當であると認められる場合には、受注者と発注者の協議によることとする。
- (6) 発注者から協議書(様式3-1)により受注者にスライド額(案)を提示する。受注者は異議のない場合、スライド額協議開始日の翌日から起算して14日以内に承諾書(様式3-2)を提出する。
なお、14日以内に協議が整わない場合には、発注者がスライド額を決定し、通知する(様式3-3)。
- (7) スライド請求を複数回行う場合については、(1)から(6)までと同様に実施する。この場合のスライド額算定において、基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

6 契約変更の時期

原則として、スライド額の決定後、速やかに行う。

7 インフレスライド条項及び単品スライド条項の併用

- (1) 工事請負契約約款第25条第6項に規定するインフレスライド条項により設定した基準日から12月経過後、かつ、インフレスライド条項に基づく契約金額の変更を実施した後に、全体スライド条項に基づくスライド請求をすることができる。
- (2) 全体スライド条項に基づき契約金額の変更を実施した後であっても、工事請負契約約款第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく契約金額の変更を請求することができる。

8 手続の流れ

別紙「全体スライドの手続フロー」のとおり。

9 運用の細目

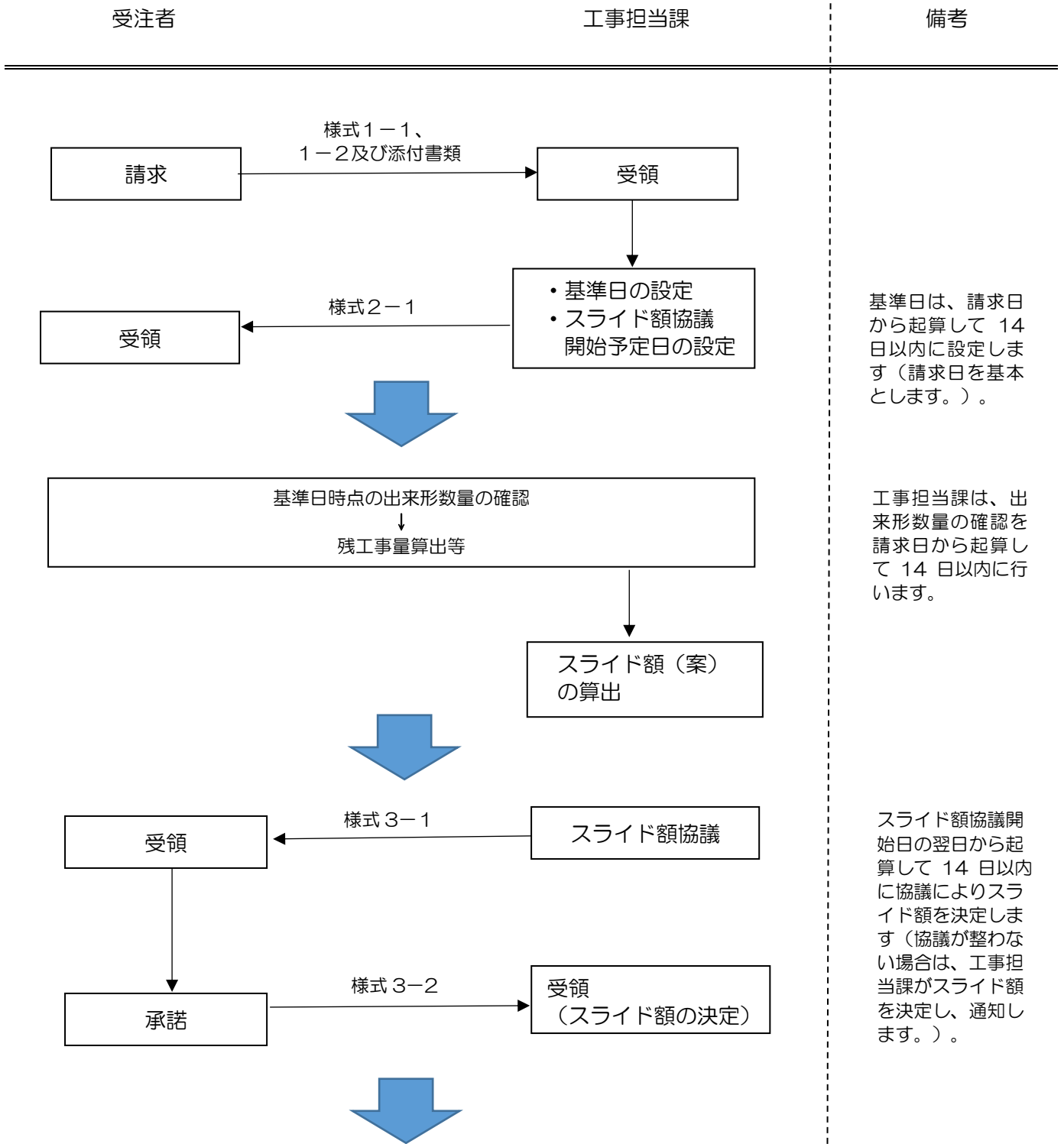
本取扱基準に定めるもののほか、全体スライド条項の運用は、東京都の運用に準じるものとする。

附 則

- 1 この取扱基準は、令和5年(2023年)1月1日から適用する。

全体スライドの手続フロー

～請求から契約変更手続までの基本的な流れ～



スライド額に係る契約変更

スライド額が決定したら原則として速やかに契約変更を行います。